

令和4年度第6回

南国市農業委員会議事録

令和4年9月8日（木）

令和4年度第6回農業委員会議事録

日 時 令和4年9月8日（木） 午後3時00分～午後4時30分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

（4）非農地証明願いの件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（5）非農地証明願いの件

（6）南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

協議事項

○ 農地パトロールについて

出席者（農業委員 15名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
3番 田岡 崇	4番 山本 桂	5番 今井 まち	10番 武市 忠雄
11番 末政 隆一	12番 平田 修三	13番 濱田 好典	14番 鈴木 郁馬
15番 濱田 章孝	17番 松岡 清	18番 森尾 晴代	19番 植野 永子

欠席者（農業委員 3名）

2番 池 正人	6番 北村 一弘	16番 垣内 育男
---------	----------	-----------

出席者（農地利用最適化推進委員 0名）

欠席者（農地利用最適化推進委員 17名）

<u>1番 西本 良平</u>	<u>2番 岩原 英幸</u>	<u>3番 門田 俊一</u>	<u>4番 寛 和幸</u>
<u>5番 金田 善充</u>	<u>6番 門田 理博</u>	<u>7番 利岡 邦彦</u>	<u>8番 西岡 祐三</u>
<u>9番 山本 修平</u>	<u>10番 北原 章吾</u>	<u>11番 山北 泰司</u>	<u>12番 杉本 和繁</u>
<u>13番 武内 俊暁</u>	<u>14番 浜田 勉</u>	<u>15番 岡田 廣志</u>	<u>16番 橋詰 昌明</u>
<u>17番 井上 丈夫</u>			

※下線は、新型コロナウイルス感染防止対策により非招集の委員。

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

11番 末政 隆一	12番 平田 修三
-----------	-----------

会長	本日は現地調査お疲れ様でした。それでは、第6回定例総会を行いたいと思います。本日の欠席届が出ております。2番の池委員さん、6番の北村委員さん、16番の垣内委員さん。本日の議事録署名人ですが、11番の末政委員さん、12番の平田委員さん、よろしくお願いいたします。今月の現地確認ですが、9月20日1時から行いたいと思います。18番の森尾委員さん、19番の植野委員さんかまいませんか。はい。よろしくお願いいたします。本日の議案は、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、非農地証明願いの件になっておりますのでご審議をよろしくお願いいたします。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和4年9月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数5件、申請受理面積、田7,019㎡、畑8,230㎡、計215,249㎡。まず初めに、受付番号22号と23号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。田岡委員退室をお願いします。 (3番 田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書5ページをご覧ください。受付番号22号です。譲受人は71歳。申請地は、里改田の畑、119㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は7年です。農作業には本人と妻と子の夫が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。22号については以上です。 受付番号23号です。譲受人は71歳。申請地は、里改田の畑、119㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は7年です。農作業には本人と妻と子の夫が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、2件について審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (3番 田岡委員 入室)

藤田次長	事務局、残りをお願いします。 4 ページの受付番号 20 号を説明します。譲受人は 83 歳。申請地は、片山の田、500 m²、売買による所有権移転で、甥より取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き、全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有していないため作業委託しています。農作業歴は 63 年で、農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。20 号については以上です。 受付番号 21 号です。譲受人は 42 歳。申請地は、亀岩と領石の田畑、26 筆で計 5,101 m²、父から子への贈与による所有権移転です。譲受人の農地は全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は 20 年です。農作業には本人と父と母が従事しています。譲受人の経営面積は申請地が 5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後も同様に果樹、しきび、野菜などを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。21 号については以上です。 受付番号 24 号です。譲受人は 70 歳。申請地は、前浜の田 8 筆で計 6,291 m²、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は 12 年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、審議よろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第 2 号、農地法第 5 条権利移動許可申請について、農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和 4 年 9 月 8 日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数 5 件。申請受理面積、田 9,817.72 m²、畑 0.00 m²、計 9,817.72 m²。審議に入る前に 1 件審議保留となったため穂積より報告があります。
穂積主事	受付番号 44 号ですが、申請代理人より他法令の調整ができておらず計画が変更となる可能性があるとの申し出がありました。そのため、今月の定例総会では審議を保留することとしましたのでご連絡します。よって案件数が 4 件、面積が田 9250.72 m²となりました。合計面積も同様です。よろしくをお願いします。
会長	はい。そうしましたら、受付番号 41 号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。田岡委員、退室をお願いします。

穂積主事

(3番 田岡委員 退室)

事務局説明をお願いいたします。

議案第2号、受付番号41号です。議案書は8ページ、別紙は2ページです。申請地は下末松の田、4筆計4,448.72㎡。所有権の移転によりドラッグストア、レストラン、直販所、駐車場への転用です。また、一体利用地として隣接する雑種地を利用します。ドラッグストア及びレストランが申請地内、直販所が一体利用する雑種地に建設する計画です。位置図の青色の部分が農地転用申請地、赤色の部分が一体利用地です。申請人は愛媛県西条市の法人で、高知県内でも多数ドラッグストアを経営しております。申請人によるとマーケティング調査の結果、高い収益が見込めることから申請地を選定したとのことです。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、本来転用のできない農地ですが、ドラッグストアは農地法施行規則第33条第2号の農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設、食堂は農地法施行規則第35条第4号の沿道サービスに該当する見込みがあります。まず、ドラッグストアに該当する農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設について説明します。当日配布資料の2ページをお願いします。黄色の部分を読み上げます。これが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設についての解説です。まず、この例外規定の農業従事者というのが、農業従事者の世帯員も含まれ、就業機会の増大に寄与するか否かは、当該施設において雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安として判断することとし、当該割合が3割以上であれば、これに該当するものと考えます。農業従事者の雇用の確実性については、転用許可申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付するなどにより明確にする必要があります。申請人は南国市商工観光課と雇用協定という協定を結んでおり、この雇用協定と従業員の内訳等を示した雇用計画書が、今回の例外規定の場合、申請書類として必要になります。この二つを当日配布資料の3、4ページに載せてありますのでご覧ください。これによると、全従業員数20名の内6名を農業従事者及びその世帯員から雇用することになっております。なお、農業従事者の雇用は正規職員だけではなく、パートなどでも良いこととなっております。参考までに、この例外規定は直近で言うと平成25年に久礼田の●●で取り扱った例があります。次に、レストランに該当する見込みのある例外規定、沿道サービスについて説明します。これは、国道及び県道の沿道区域にあり、流通業務施設、休憩所、給油所、その他これらに類する施設に該当することが条件となります。今回のレストランは休憩所に該当する旨を高知県に確認しており、高知県が要件としている常設の座席数20席以上、大型車両の駐車スペースを満たしているため立地基準を満たすものと考えます。つぎに土地利用計画について別紙3ページです。図面の左側からドラッグストア、真ん中がレストラン、右側が直販所となっており、ドラッグストアとレストランが農地転用のエリア、直販所が一体利用する雑種地です。申請地は最大1.4m盛土を行い、進入路は南側のあけぼの街道から2か所設置します。排水計画については、汚水雑排水は合併浄化槽を経由し、敷地南側の道路側溝に排水。雨水は場内側溝に集水し敷地南西より敷地南側の道路側溝に排水及び、敷地南側の側溝に自然流化で排水する計画で、市の排水同意を手続き中、地元には

	説明会を開催し説明済みとのことです。周辺営農への影響について、周辺農地から全て同意を取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しました。他法令については、申請地内にある赤線青線の払い下げ手続き中で許可見込みがあることを確認。開発許可については手続き中で許可見込みがあることを確認しております。最後に、土地改良区から本転用に差し支えない旨の意見書の提出があります。41号は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。
中村副会長	すみません。農業従事者に世帯員も含まれるとありますが、世帯員の人が仕事に行きよって、その人はサラリーマンやったら農業従事者とは言えんよね。その人が仮に転職してここに勤めることになったらそれはOKなの？
穂積主事	OKです。含まれます。
中村副会長	そしたら農業従事者の家族というのはすごく緩い規定になっちゃう訳やね。
穂積主事	その通りです。
中村副会長	分かりました。
今井委員	構いません？必ず農業従事者が雇用されるっていうのが条件としてあるがですよ。それで毎年じゃないけど農業従事者はこれぐらいですって、何か提出するような規定があるがです？
穂積主事	毎年報告があります。先ほど例で挙げました●●も毎年提出がありまして、こちらのほうで農業従事者が何人雇用されているのかっていうのを確認させていただいています。
会長	ほんでこの協定は市長と協定しちゃうきねえ。農業委員会の会長もその協議会の委員として呼ばれて、確認して市長がそれに判を押してと言うふうになっちゃうきね。農林課と農業委員会と。
穂積主事	そうですね。あと商工観光課と。
鈴木委員	すみません。農業従事者の増大という話がありましたが、これ以外に何か規定はないんですか？
穂積主事	どういった規定があるか。第1種農地の例外規定でということですよ？そうですね。例えば皆さんよく耳にしているかと思いますが、集落に該当するかどうか、集落の接続というものがあります。例えば1種農地に分家住宅を建てるという場合、基本的には認められませんが、その申請地の、具体的に言うと60メートル以内に2件以上住宅がある場合、農地法で言うとそこを集落とみなして例外的にOKとするというような規定もあります。あとは施設拡張、既存施設の拡張というのも耳にしたことがあるかと思います。1種農地であっても、もともとある施設の半分までで隣接している農地であれば、例外的に認められるというようなケースもあります。1種農地だとこの二つが多いですね。
鈴木委員	この街道沿いは結構開発が注目されている場所だと思うんですけども、大型の開発案件が来た場合、これがネックになっていくのでしょうか？
穂積主事	そうですね。それこそあけぼの街道沿ってほとんど第1種農地ですので。例外規定では、会の後で協議予定の例外規定であったり、雇用協定であったり、あとは去年審議

	した●●さんであったりとか。●●さんは先ほどお伝えした沿道サービスの例外規定と同じ第1種農地の例外規定で転用しました。ただ、あくまでも農地法の話になりますので、大きな規模の話になると農地法の手前に農振法の縛りもありますので、そこで撥ねられる、農地法に行き着く前に駄目になるっていうケースも十分考えられます。
会長 植野委員	他にないですか？ ちょっと構いませんか？この農業従事者6名雇うというのは、パートだけなんですか？
穂積主事	パートだけでもいいんですけど、今回の法人さんはパートだけで雇うといっているだけで、例えば店長が農業従事者であっても問題ないです。
植野委員 穂積主事	正社員でも問題ない？ 問題ないです。正社員でもパートでも問題ないので、今回の法人さんはパートで人数を確保したという話です。
会長	他にございませんか？ (質問・意見なし)
	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (田岡委員 入室)
穂積主事	はい事務局、残りの案件を。 43号です。別紙は4ページです。申請地は伊達野の田9筆2,839㎡。所有権の移転によりコンビニエンスストアへの転用です。なお、一体地として隣接する宅地を利用します。申請人はコンビニエンスストアを経営する法人で、申請人によると伊達野地区と稲生地区近辺にスーパーやコンビニが少なく、集客を見込めるため申請地を選定したとのことです。農地区分は南国南インターチェンジから概ね300メートル以内にある農地のため、第3種農地に該当し立地基準を満たすと考えます。土地利用計画について、別紙5ページです。配置は図の通りで、コンビニエンスストア店舗、駐車場等を設置します。敷地は約1メートル嵩上げ、アスファルト舗装をします。進入路は北側1か所、西側に2か所設置します。排水については、雨水については申請地周囲に新設水路を設置し、傾斜をつけそこに排水する計画で、汚水には店舗南にある浄化槽を経由し、敷地南側の水路に排水する計画で、市の排水同意を手続き中、地元からは排水に差し支えない旨を確認しております。周辺農地については、同意をすべて取得しており現地確認にて周辺営農に問題がないことを確認しています。他法令については開発許可申請中、進入路設置のための道路工事許可、占用許可を手続き中で許可見込みありと確認しています。最後に、土地改良区の方から本転用に差し支えない旨の意見書の提出があります。43号は以上です。 続いて45号です。別紙は8ページです。申請地は三畠の田317㎡、使用貸借権を設定し分家住宅への転用です。また、進入路として隣接する貸人所有の宅地を利用します。

申請地の選定理由は、分家住宅の要件をみたすことと両親との相互扶助の為とのことですが、農地区分は、10ha を超える集団農地に属するため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号の集落の接続に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画について、別紙9ページです。●●が進入路として一体利用する宅地、●●と●●は本家が建っております。配置は図の通りで、嵩上げ等せず、宅地以外の駐車場の部分などは土のまま利用する計画です。進入は東側市道から、排水については雨水は集水桝を通して建物の北側にある敷地内水路に排水、汚水は浄化槽を経由し建物の北側にある敷地内水路に放流する計画です。この敷地内水路というのは、本家が現在利用している排水路で、分家住宅の排水もここに行うという計画です。排水計画について、市の排水同意手続き中、地元から排水に問題ない旨の意見を得ております。周辺農地については、同意書をすべて取得、その他農地への被害はないものと判断しています。他法令については、開発許可の手続き中で許可見込みがあることを確認しています。最後に、土地改良区より転用に差し支えない旨の意見書の提出があります。45号は以上です。

続いて46号です。別紙は10ページ。申請地は田村の田4筆計1,646㎡、隣接する保育園を拡張し駐車場を設置する計画です。なお、●●の筆については登記面積が974㎡ですが、実測値が1179.88㎡あり、このうち1171.74㎡を分筆し転用する予定です。本案件の申請者は南国市であり、地方公共団体の行う農地転用は許可不要になるケースが多いのですが、農地法施行規則第29条第6号に、社会福祉法による事業は農地転用が必要とあります。保育園は社会福祉法に該当するため農地転用の申請に至っております。申請地の選定理由についてですが、現在、保育園の駐車場は30台程度であり、職員32名、園児数115名に対して慢性的に駐車台数が不足している状態です。隣接する申請地を駐車場に転用することにより渋滞緩和等につながるため申請地を選定したとのことですが、農地区分は10ha 長を超える集団農地に属するため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農地法施行規則第37条第1号土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に該当する見込みがあります。この例外規定は、土地収用法に規程されている事業であれば第1種農地であっても例外的に転用できるというものであり、先ほどご説明した社会福祉法は土地収用法に規定されている事業であるため、例外的に立地基準を満たします。土地利用計画図については別紙11ページをお願いします。配置は図の通りで、新たに駐車場を60台分設置します。盛土については約70センチ行いアスファルト舗装をします。排水については、駐車場予定地東側は申請地東側の道路側溝に排水、西側は西側の道路側溝に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見書の提出があります。周囲の状況については、周辺農地から同意を全て取得。その他農地へ悪影響がないことを現地確認で確認しております。他法令については、開発許可不要であることを確認しております。最後に、土地改良区より本転用に差し支えない旨の意見書の提出があります。以上で議案第2号の説明を終わります。

会長

事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。

武市委員	この保育園のは、土地収用法が適用できるけど、土地収用で買うわけやないがよね？普通の売買でね？
穂積主事	そうです。先ほどお伝えした例外規定は、土地収用はしなくてもよい、となっております。
武市委員	収用法で買う訳ではない？
穂積主事	ではないです。
会長	他にございませんか？ (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和4年9月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。まず初めに、受付番号174号、中村副会長の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (中村副会長 退室) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第4号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。13ページの174号です。借人は65歳。申請地は、里改田の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するといふものです。以上審議よろしくお願ひします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱ひをいたします。 (中村副会長 入室) 事務局、残りをお願いします。
藤田次長	11ページの169号です。こちらは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。資料は5ページです。申請地は、上末松の田で、5年の使用賃借権を設定するものです。農地中間管理事業は以上です。 次に12ページです。こちらは、農業公社の農地売買等事業による所有権移転になります。170号と171号の申請地は、いずれも前浜の田で、農業公社が買い受けた後、別々の担い手に売り渡しされる予定です。売買価格につきましては、議案書のとおりです。 次に13ページの172号です。申請地は、植田の田で、農地の一部を開発して農業

	用施設用地として利用するというものです。借人は一般法人で、ピーマンの施設栽培をするため、昨年申請地を含めて約 16,000 m²の農地を利用権設定により借入しました。その後、ハウスを建設していましたが、この度ハウスが完成し、営農を開始するにあたり、駐車場や休憩所などが必要となるため、借入していた農地の一部 1,447.34 m²について利用権を解約し、新たに農業用施設用地として借入れをするというものです。利用権の設定期間については、ハウスの敷地の終期とあわせるため28年4か月となっております。賃料については、今年の12月までは解約する前の賃料と同じ10aあたり45,000円で、農業用施設として開発された翌年からは、ハウスの敷地と同じ賃料10aあたり80,000円に固定資産税の増額部分を見込んだ額で、10aあたり102,800円を口座振込するというものです。最後に開発を伴う利用権設定については、転用の許可基準に沿った審議が必要になりますので、土地の利用計画等については転用の担当から説明します。
穂積主事	それでは説明させていただきます。まず、施設用地の利用方法について当日は配布資料の6ページです。こちらの黄色の枠で囲まれた部分が施設となっております。開発事業計画では、転用許可基準を満たす必要があるため、これについて説明します。転用の確実性については、申請者の資力を確認済み。適正面積であるかは利用計画図で判断をお願いします。敷地内は現況地盤高での整地のみで、農作業場と駐車場として使用します。その他配置は図のとおりです。周辺営農への影響については、日照通風は支障なしと現地調査にて判断。排水計画については、雨水は原則自然浸透させ、オーバーフロー分は申請地内北側に設置する水路に放流します。また、トイレは簡易汲み取りで行うため、周辺農地への流入がないと思われます。その他周辺農地に対しても問題ないものと判断しております。最後に、土地改良区より今回の開発事業計画について差し支えない旨の意見書が提出されています。以上です。
藤田次長	172号については以上です。続いて173号です。借人は28歳。申請地は、大桶の田畑で、1年の賃借権を設定して、ナスを作るというものです。賃料は、4筆で10,000円を現金で支払うというものです。 次に175号と176号は借人が同じためまとめて説明します。借人は47歳。申請地は、岡豊町の田で3年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、175号は19筆で米1,020kgを、176号は7筆で米330kgを物納するというものです。 177号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は、三畠の田で、5年の賃借権を更新して、ニラを作るというものです。賃料は、10aあたり200,000円を口座振込するというものです。 178号です。借人は30歳。申請地は、陣山の田で、3年の使用賃借権を設定して、オクラを作るというものです。 次に179号から181号まで借人が同じためまとめて説明します。借人は52歳。申請地は八京の田で、179号と180号は3年の使用賃借権を、181号は5年の使用賃借権を設定して、水稻を作るというものです。以上、169号から181号まで審

会長	議よろしくお願いします。 事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第5号、非農地証明願の下記の通り受理し現地調査を実施した結果、定例総会の審議が必要と判断しましたので、南国市非農地証明事務取扱要領第5条第2項の規定により審議を願います。事務局説明をお願いします。
穂積主事	はい。議案第5号を説明します。皆様、現地確認お疲れ様でした。今回の現地確認の結果をもとに、再度審議をしたいと思います。まず初めに岡豊町吉田の案件について、非農地証明願の申請そのものにどう回答を出すのか決めたいと思います。
会長	事務局から説明がありましたが、皆さんどうしましょう。結論は出ちゅうわねえ。
高芝副会長	ほんでここで、総会で決議せないかん。
会長	違反転用ということですかまいませんかねえ。
局長	すみません、私の方から。非農地証明は出せない。それで、違反転用ですのでその改善をお願いします、ということをお先に伝えるということよろしいですね？
鈴木委員	違反転用の改善というのは原状回復？
局長	そこからはやり方は二通りだと思います。転用をきっちりやらすのか、今までも原状回復をさせずに転用といったこともあったと思います。その辺いかがでしょうね？やっぱり原状回復させてから転用ですか？
濱田好典委員	ああいうがいなことしちゅうやんか。
高芝副会長	ほんであの碎石をいったん除けちよいて転用出して来いよと。そんで転用出てきたち一筆入れてもらわないかんわな。違反転用やき。
武市委員	転用は通るろうかね、調整区域やし。
濱田好典委員	ものによるろう。
高芝副会長	何をするかよね。
武市委員	そりゃ向こうの都合やき、農業委員会としては非農地が出てきちゅうきよ、もともと見に行ったときは農地やったがやき。ほんで会の時には無断であんなことしちゅうがやき元へ戻せと、農地に戻せということよねえ。それから後どうするかは向こうの判断やき。
局長	では一旦原状回復してくださいねで止めると。
濱田好典委員	そうそう。
会長	ほんで、非農地証明は出せない。どうして言われたら、原状回復してくれと、それからの話やと。そういう方向で言つかまんかね？
穂積主事	仮に現状復旧してくださいとお伝えして、相手方がじゃあ転用します、って言ってきた場合もそうはいきませんか？
会長	認めないかんろ、現状回復になったらこうですねということをお連絡してもらって、そ

濱田好典委員 穂積主事 武市委員	こで認めてから次に行かんがやない？ 過去にもやっちゅう。現状回復させて。 現状回復しましたって相手方が言ってきたらまた同じように見に行くと。 そこまでやっちよいてよ、現状回復せずに転用が出てきたらそんなん皆知らなあ。非農地は現状見に行ったら出んがやき。ほんで今回非農地が出るかどうか審議する前に早あんなことしちゅうがやき。そりゃ元に戻してくださいやろ。ほんで元に戻さず転用が出てきたらそりゃ違反よ。
穂積主事 会長	分かりました。ありがとうございます。 そしたら吉田の件はそれで構いませんか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。
穂積主事 会長 高芝副会長 会長	続きまして蒲原の件です。先方の言っている1番2番をどうするか。まずこれも非農地を出すのか出さないのか、あるいは先方の言っている通り部分的に非農地を認めるのか審議をしていただきたいです。 事務局より説明がございました。どうしましょう？ あれは農地よ。草が生えちゅうだけで農地よ。非農地はない。 それで構いませんか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。
	（午後4時30分閉会） ○農地パトロールについて

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年1月10日

会 長 武市 嘉雄

議事録署名委員 平田 修三

議事録署名委員 末政 隆一